

羽曳野市人権条例（平成 12 年羽曳野市条例第 34 号）＜抜粋＞
（人権審議会）

第 5 条 この条例の目的を達成するため、羽曳野市人権審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。